

欧州連合知的財産庁（EUIPO）、 標準必須特許の EU ライセンス交渉の管理へ

筆者：アドナン・ムスタフィック（Adnan Mustafic）

& ケビン・クエルブス（Kevin Kuelbs、弊所パートナー）

欧州委員会は、標準必須特許（SEP）のライセンス規制を規定するための立案に取り組んでいます。提示された規制には、現行の SEP ライセンス制度の徹底的なオーバーホールが含まれ、この分野に新たな官僚制度の階層が導入されると推測されます。2023年4月26日の「世界知的所有権の日」に草稿の形で提示されると予定されたこの規制は、特許ライセンスに重大な影響を及ぼすと思われま

標準必須特許（Standard-Essential Patent、以下「SEP」という）とは、産業標準規格の実施に必要不可欠な技術を含む特許のことです。言い換えれば、特定の産業標準や技術規格に必ず使用する技術を含む特許のことです。国際標準化機構（International Organization for Standardization, “ISO”）、第3世代移動通信システム（3rd Generation Partnership Project, “3GPP”）及び欧州電気通信標準化機構（European Telecommunications Standards Institute, “ETSI”）などの標準化団体（Standard-setting organization、以下「SSO」という）は、全ての市場の参加者が対象技術にアクセスできるように、標準必須特許のライセンスが「公正、合理的かつ非差別的」（Fair, Reasonable And Non-Discriminatory、以下「FRAND」という）となるように標準化の取り組みの参与を企業に求めます。FRAND ライセンスは、特許所有者が通常、合理的なライセンス料率又は交渉後のライセンス料に基づいてライセンスの供与に同意することを意味します。FRAND ライセンス条件に同意することにより、特許所有者は、独占禁止法違反を回避でき、特許付与された技術が対象標準を満たす製品に広く利用可能なことを確実にし得ます。

現在、SSOと標準規格の制定に取り組む企業は、標準必須特許に該当すると思われる特許を開示することと、そのような特許のライセンスがFRAND条件で締結すると約束することが求められています。例えば、SEPライセンスは、両当事者間の交渉やパテントプールを通じて交渉を進めることで行われ得ます。パテントプールに参加している場合、各当事者が保有する特許をパテントプールに託し、それらの特許を他の当事者にライセンス供与に同意します。両者間交渉の際にして、ライセンスの事業面に対し関わる当事者の合意も成立しなければなりません。これらは、ロイヤルティレート（料率）の決定、ロイヤルティの算出方法、割引の適用有無、以前の販売に対する支払うロイヤルティの金額、クロスライセンス条項等などを含み得ます。SEP所有者は、複数の特許をパテントプールに提出し、他社と並行して単一のポートフォリオのライセンスを供与する場合があります。そうすることにより、パテントプールは、全ての関わる当事者の取引コストを大幅に低減させ、実施に便利かつ包括的な解決策を提供し得ます。ライセンス契約の多くが友好的に締結されていますが、それでも紛争が生じ得て、訴訟にまで発展する場合があります。

当事者がライセンス条件に同意できない場合、法的手段に訴える場合があります。EU司法裁判所は特許紛争処理の経験を積んでおり、特許ライセンス問題に関するケースローの主体を構築しました。結果として、EU裁判所は概ね、特許ライセンス紛争を裁定するための整備ができていると評価されています。更に、最近設立された統一特許裁判所（Unified Patent Court、以下「UPC」という）は、欧州特許に関する紛争を管轄し得ます。UPCの目的の一つが、欧州連合における特許所有者の特許権利行使の効率性を向上させる中央集権的裁判制度を提供することです。

欧州委員会（European Commission）は、SEPのライセンス規制を規定するための立案に取り組んでいます。提示された規制には、現行のSEPライセンス制度の

徹底的なオーバーホールが含まれ、この分野に新たな官僚制度の階層が導入されると推測されます。2023年4月26日の「世界知的所有権の日」に草稿の形で提示されると予定されたこの規制は、特許ライセンスに重大な影響を及ぼすと思われる。

当該草案によれば、欧州連合連合知的財産庁（European Union Intellectual Property Office、以下「EUIPO」という）は代わりに、標準規格及びSEP登録の構築、開示特許が真に標準に必要な不可欠であることを査定する必須性確認の実施、標準の総合的ロイヤルティの設定プロセスの提供、及び、個々のFRANDロイヤルティの決定という任務を課されます。現在、特許所有者及びライセンシーがライセンス料を決定します。或いは、裁判所の裁定によってライセンス料が決まります。EUIPOは、欧州連合商標（European Union Trademark, “EUTM”）制度と登録欧州共同体意匠（registered European Community Design, “ECD”）制度を管理する欧州連合の機関です。EUIPOの主な責任は、欧州連合にわたる商標及び意匠の登録、審査及び管理を含みます。そのように、EUIPOは、特許と特許ライセンスを扱う経験が全くありません。従って、特許ライセンス問題の解決という責任を、この分野に重要な専門知識を備えている裁判所からEUIPOへ移管することは、予期できないマイナスの影響と結果を齎してしまうかもしれません。裁判所が蓄積した専門知識はさておき、この提示された規制スキームは、新しく設立されたUPCの見方にも影響を与え得ます。

提示された規制に基づき、標準規格に参加している当事者は、標準規格の総合的ロイヤルティを決めることができます。総合的ロイヤルティレートの目的は、標準規格の全体的コストの透明性の向上を提供することです。それにより、実施者が製品の値段設定の際にロイヤルティを考慮に入れることができます。加えて、総合的ロイヤルティの使用は、ロイヤルティの総額が事前に決まっているため、潜在的にSEPライセンスを単純化し、コストを削減し得ます。当該規制は、

様々な参加者が総合的ロイヤルティについて共同で意見を述べることも認めます。しかしながら、これは、既に紛らわしいライセンス範囲に直面している実施者にとっては、更に複雑な事態を作ってしまうことともなり得ます。

提示された規制は、特定の標準規格に必要な不可欠な特許であると宣言された特許の必須性を評価するための規定を含みます。当該査定は、SEP 範囲における透明性の向上を図るもので、実施者がライセンサーを特定する際の助けになります。しかしながら、実施者にとって、特許が標準規格に必須なものであるかを知ることが重要なことだけではなく、製品が SEP を侵害する可能性があるか、そして、それらの SEP が有効でなるかを知ることが重要です。必須性確認において、EUIPO は毎年、各 SEP 所有者と各特定の標準規格から宣言された SEP のサンプルを選択し得ます。委員会は、その選択のプロセスが公正で統計的に妥当かつ精確な結果を十分に生み出せることを確実にするように適切な方法論を理論的に考案します。更に、各 SEP 所有者には、各特定の標準規格に対する必須性確認用に最大 100 のクレームされた SEP を提案する選択肢があります。しかしながら、当事者が結果を受け入れない場合にその結果、裁判所で紛争を解決することとなるので、必須性確認がライセンスに役に立つかは明らかではありません。

SEP ライセンスに対するそのように入念に行われた政府規制の導入は、重大な世界的影響を及ぼし得ます。おそらくと言ってもいい位、グローバルな FRAND ロイヤルティレートを決定するという欧州規制当局のアイデアを歓迎しない可能性があります。特に、国際企業の共同取り組みを表す標準特許の総合的レートを構築して個別の企業ポートフォリオの個別のレートを可能にすることは、国際標準化制度全体を損ない得ます。更に、異なる司法機関が異なる総合的ロイヤルティレートと個別のロイヤルティレートを設定し得るため、大規模の問題が引き起こされ得ます。

更に、欧州委員会の当該計画は、ライセンスにかかるコストの削減を意図していますが、より深く掘り下げると、そのような期待は当該規制によって実現することが難しいかもしれません。特に、SEP規制のコストと総合的ロイヤルティの算出は、SEP所有者の負担になります。イノベーションにした投資と同様のレベルに維持したいと考えるSEP所有者であれば、ライセンスによる収入を増やすように工夫するから、最終的に大手や中小企業を問わず影響を受けると容易に結論付けられます。

まとめると、提示された規制により、恐らく、技術を開発して国際標準化に貢献したSEP所有者に実質的な経済的負担がかかってしまいます。推定される過剰コスト及び過剰規制を理由に、企業は、FRANDライセンスに依拠して制定される公開かつ協同的国際標準化を断念することを選ぶかもしれません。却って、SEP所有者は、EUにおいてIPを求めることを優先順位の低いものと考え、他の場所に力を注ぐと促されるかもしれません。更に、EU規制を回避するために、比較的小さい業界団体内で専有の解決策に重点を置くようにすることが増加するかもしれません。しかしながら、これが好ましい代替案であるかは、議論の余地があります。